

令和3年10月

鈴鹿亀山地区広域連合議会定例会会議録

令和3年10月22日 開会

令和3年10月22日 閉会

鈴鹿亀山地区広域連合議会

鈴鹿亀山地区広域連合議会定例会会議録

令和3年10月22日鈴鹿市議会全員協議会室において鈴鹿亀山地区広域連合議会定例会を開く。

1 出席議員

1 番	高橋 さつき	2 番	船間 涼子
3 番	永戸 孝之	4 番	草川 卓也
5 番	藪田 啓介	6 番	福沢 美由紀
7 番	森 喜代造	9 番	水谷 進
10 番	市川 哲夫	11 番	森 美和子
12 番	藤浪 清司		

1 欠席議員

8 番	中島 雅代
-----	-------

1 出席者の職氏名

広域連合長	末松 則子
副広域連合長	櫻井 義之
代表監査委員	国分 純
会計管理者	川出 喜則
事務局長	佐藤 弘樹
総務課長	宮村 信廣
介護保険課長	中条 裕
総務課主幹	鈴木 英生
総務課主幹兼	
鈴鹿亀山消費生活センター所長	川村 敏正
介護保険課副参事兼管理グループリーダー	善福 博美
介護保険課主幹兼認定グループリーダー	中川 陽亮
介護保険課副参事兼給付グループリーダー	岡田 千麻子
介護保険課副参事兼指導グループリーダー	岩田 泰司

1 議会書記

総務課主幹

太 田 由起子

総務課副主幹

石 田 侑 子

1 会議の事件

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 発議案第 1 号 鈴鹿亀山地区広域連合議会会議規則の一部改正について

日程第 5 議案第 1 3 号 令和 2 年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第 1 4 号 令和 2 年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 1 5 号 令和 3 年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計補正予算（第 1 号）

議案第 1 6 号 令和 3 年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 6 一般質問

午前10時00分 開 会

○議長（藤浪清司 議員）

皆様、おはようございます。

それでは、ただいまから令和3年10月鈴鹿亀山地区広域連合議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しております。

本日の議事日程は、過日、送付いたしましたとおりでございますので、御了承を願います。

これより本日の会議を開きます。

まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員には、会議規則第35条の規定により、議長において、草川卓也議員、森 喜代造議員を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤浪清司 議員）

御異議ないものと認めます。よって本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

次に、日程第3、諸般の報告をいたします。

本日の議案説明員の職・氏名を一覧表にしてお手元に配布しておきましたので、御了承願います。

次に、令和3年度定期監査結果報告書及び例月出納検査の結果をお手元に配布しておきましたので、御了承願います。

次に、日程第4、発議案第1号「鈴鹿亀山地区広域連合議会会議規則の一部改正について」を議題といたします。

それでは、本案について、提案理由の説明を求めます。

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

おはようございます。

それでは、ただいま議題とされました、発議案第1号「鈴鹿亀山地区広域連合議会会議規則の一部改正について」でございますが、このたびの会議規則の改正は、本会議の欠席理由に育児・介護などの具体的な例示を明記するとともに、出産による欠席にかかる規定を整備するに当たり所要の改正を行おうとするものでございます。

また、行政手続等において押印を廃止する政府の政策動向を踏まえ、広域連合議会に対する請願に係る署名押印の規定を見直すため、所要の改正を行おうとするものでございます。

なお、鈴鹿市議会会議規則にあつては、令和3年2月定例議会において、亀山市議会会議規則にあつては令和3年3月定例会において同様の改正内容の発議案が提出され可決されております。改正後の同規定の施行日につきましては公布の日とするものでございます。

議員の皆様におかれましては、よろしく御審議を賜り、御賛同いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤浪清司 議員）

発議案第1号の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤浪清司 議員）

質疑なしと認めます。

それでは、これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤浪清司 議員）

別段、討論もございませんので、これより採決をいたします。

発議案第1号「鈴鹿亀山地区広域連合議会会議規則の一部改正について」を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○議長（藤浪清司 議員）

挙手全員でございます。したがって、発議案第1号「鈴鹿亀山地区広域連合議会会議規則の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第5 議案第13号「令和2年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」から、議案第16号「令和3年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

○広域連合長（末松則子 君）

おはようございます。本日は、鈴鹿亀山地区広域連合議会の10月定例会をお願いいたしましたところ、議員の皆様におかれましては、何かとお忙しい中、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、本会議に提出をいたしております議案について説明を申し上げます。なお、議案の概略を私から説明させていただき、決算、予算議案の詳細につきましては総務課長が説明をいたしますので、御了承賜りたいと存じます。

まず、議案第13号「令和2年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」を説明申し上げます。

決算書の2ページから3ページを御覧ください。

歳入でございますが、歳入総額は、前年度と比較して38.9%増の2億7,236万5,234円となっております。

続きまして、4ページから5ページを御覧ください。

歳出でございますが、歳出総額は、前年度と比較して38.9%増の2億7,234万2,234円となっております。

また、一般会計における収支は、歳入歳出差引額2万3,000円となっております。

次に、議案第14号「令和2年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」説明を申し上げます。

決算書の26ページから27ページを御覧ください。

歳入でございますが、歳入総額は、前年度と比較して0.7%増の191億2,774万1,818円となっております。

続きまして、28ページから29ページを御覧ください。

歳出でございますが、歳出総額は、前年度と比較して0.6%増の186億1,282万7,812円となっており、その90.4%を保険給付費が占めております。

また、介護保険事業特別会計における収支は、歳入歳出差引額5億1,491万4,006円となっております。

続きまして、議案第15号「令和3年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計補正予算(第1号)」について説明申し上げます。

補正予算書の1ページを御覧ください。

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ204万円を追加し補正後の総額をそれぞれ2億8,949万6,000円にしようとするものでございます。

補正の内容につきまして、2ページから3ページを御覧ください。

歳入の分担金及び負担金は、事務費及び低所得者保険料の軽減強化に伴う市負担金の増額でございます。

国庫支出金は、低所得者保険料の軽減強化に伴う国庫負担金の増額でございます。

県支出金は、低所得者保険料の軽減強化に伴う県負担金の増額でございます。

次に、歳出の総務費は、新型コロナウイルス対策による事務費の増額でございます。

民生費は、低所得者保険料の軽減強化による特別会計への繰り出し額の増額でございます。

続きまして、議案第16号「令和3年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計補正予算(第1号)」について説明申し上げます。

補正予算書の15ページを御覧ください。

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ3億9,450万7,000円を追加し、補正後の総額をそれぞれ199億4,044万2,000円にしようとするものでございます。

補正の内容でございますが、16ページから17ページを御覧ください。

歳入の分担金及び負担金は、令和2年度人件費未請求分の計上、事務費精算額の修正及び介護サービス諸費等の現年度返還金に係る市負担金の増額でございます。

支払基金交付金は、令和2年度超過交付分を繰り越し現年度交付分と相殺により清算するものでございます。

繰入金は、低所得者保険料の軽減強化に伴う一般会計からの繰入額の増及び保険料の前年度清算確定に伴う不足分の精査による減額でございます。

繰越金は、前年度からの繰越金が確定したことに伴う補正の増額でございます。

次に、歳出の保険給付費及び地域支援事業費の補正額が0円となっておりますが、介護給付費交付金及び地域支援事業交付金が減額となったことに伴う一般財源からの充当でございます。

諸支出金は、令和2年度の財源精査に伴い保険料の充当残額等を介護給付費準備基金に積み立てるものと、令和2年度の国庫支出金の超過交付分を繰り越し、本年度におきまして清算し返還するための所要の補正でございます。

以上が、本会議に提出しております4議案の概要でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤浪清司 議員）

総務課長。

○総務課長（宮村信廣 君）

おはようございます。それでは、議案第13号から議案第16号までについて補足説明をいたします。

まず、議案第13号「令和2年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」でございますが、決算書8、9ページの事項別明細書をお開き願います。

一般会計の歳入でございますが、第1款分担金及び負担金、第1項負担金、第1目市負担金の収入済額1億3,662万286円は、広域連携事務、消費者行政事務、介護保険事務、低所得者保険料軽減事務に対する負担割合に基づいた両市からの負担金で、その内訳は、鈴鹿市が1億287万6,528円、亀山市が3,374万3,758円でございます。

次に、第2款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目民生費国庫負担金8,986万8,645円は、低所得者保険料軽減事業に伴う国の負担金でございます。

次に、第3款県支出金、第1項県負担金、第1目民生費県負担金4,493万4,322円は、低所得者保険料軽減事業に伴う県の負担金でございます。

第2項県補助金，第1目民生費県補助金6万2,000円は，利用者負担の軽減を図るための低所得者等対策費補助金でございます。

同じく，第2目商工費県補助金77万6,193円は，消費者行政活性化基金事業費補助金で，消費生活センター運営に対する補助金でございます。

次に，第4款繰越金，第1項繰越金，第1目繰越金2万9,000円は，前年度の繰越金でございます。

続きまして，10・11ページを御覧ください。

第5款諸収入，第1項広域連合預金利子，第1目広域連合預金利子1万9,287円は，歳計現金の預け入れによる預金利子でございます。

第2項雑入，第1目雑入5万5,501円は，会計年度任用職員に係る社会保険料などの精算分のほか，個人情報開示に伴うコピー代でございます。

以上，歳入の合計は2億7,236万5,234円でございます。

続きまして，12・13ページを御覧ください。

一般会計の歳出につきましては，主なものを説明申し上げます。

第1款議会費の支出済額は66万4,850円で，第1項議会費，第1目議会費のうち主なものといたしまして，第1節報酬52万5,100円は，広域連合議会の定例会，臨時会及び議会運営連絡会議に係る議員報酬でございます。

次に，第2款総務費の支出済額は6,965万6,956円で，第1項総務管理費，第1目一般管理費のうち主なものといたしまして，第4節共済費248万1,160円は，会計年度任用職員6名分の社会保険負担金でございます。

第12節役務費195万1,669円は，光アクセス回線，番号連携サーバーの専用回線使用料を含む電話料などでございます。

第13節委託料808万7,965円は，文書管理や財務会計システム，番号連携サーバーの保守管理などの電算委託料と，シルバー人材センターへ委託しております文書集配業務などのその他委託料でございます。

続きまして，14・15ページを御覧ください。

第14節使用料及び賃借料787万7,532円は，広域連合事務所や公用車駐車場の土地家屋借り上げ料と，財務会計システムなどの機器材等借り上げ料，文書集配業務に伴う自動車借り上げ料などでございます。

第19節負担金補助及び交付金4,753万9,059円は，事務局長及び総務課職員の人件費負担金などでございます。

次に，第2目企画費67万3,672円のうち主なものといたしまして，第11節需用費

52万5,945円は、消耗品やガソリン代のほか、広域連合発行の広報紙などの印刷代でございます。

続きまして、16ページ、17ページを御覧ください。

第3款民生費の支出済額は1億7,979万290円で、主なものといたしまして、第1項社会福祉費、第2目介護保険費1億7,973万7,290円は、低所得者保険料軽減事業に伴う介護保険事業特別会計への繰り出し金でございます。

次に、第4款商工費の支出済額は2,220万1,138円で、これは消費生活センターの運営費でございます。

第1項商工費、第1目商工総務費のうち主なものといたしまして、第2節給料542万9,200円は、消費生活センター相談員の給料でございます。

第3節職員手当等143万8,250円は、消費生活センター相談員の期末手当、通勤手当等の各種手当でございます。

第4節共済費144万1,558円は、消費生活センター相談員に係る三重県町村職員共済組合負担金でございます。

続きまして、18・19ページを御覧ください。

第8節報償費42万円は、月1回開催しております法律相談に係る弁護士報酬でございます。

第14節使用料及び賃借料162万1,224円は、消費生活センターの事務所の借り上げ料及びコピー機の借り上げ料でございます。

第19節負担金補助及び交付金1,021万6,762円は、消費生活センター職員の人件費負担金などでございます。

次に、第5款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、第1目償還金2万9,000円は、低所得者等対策費県補助金で令和元年度分の返還金でございます。

続きまして、20・21ページを御覧ください。

第6款予備費でございますが、充用はございません。

以上でございますが、歳出の合計は2億7,234万2,234円でございます。

以上が、一般会計の決算内容でございます。

続きまして、議案第14号「令和2年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」説明いたします。

ただいま、御覧いただいております決算書の32・33ページの事項別明細書をお開き願います。

まず歳入でございますが、第1款保険料、第1項介護保険料、第1目第1号被保

険者保険料の収入済額は44億4,975万2,379円で、これは65歳以上の方の保険料でございます。

その内訳といたしまして、第1節現年度分特別徴収保険料が41億4,368万9,550円。

第2節現年度分普通徴収保険料が2億9,057万4,000円。

第3節過年度分普通徴収保険料が1,548万8,829円でございます。

なお、保険料全体の収納率は97.1%で、全年度より0.1%の増でございました。

また、不能欠損額は3,258万4,405円で、この内訳件数を申し上げますと、死亡が87人、転出が132人、行方不明が76人、生活保護が44人、その他が588人で合計927人でございます。

これらにつきましては、介護保険法第200条の規定による「徴収権の時効消滅」に至った保険料について不能欠損として処分いたしましたところでございます。

なお、収入未済額は1億262万9,712円となっております。

次に、第2款分担金及び負担金、第1項負担金、第1目市負担金26億4,643万5,254円は両市からの負担金で、鈴鹿市が20億1,578万9,732円、亀山市が6億3,064万5,522円でございます。

次に、第3款使用料及び手数料、第1項手数料、第1目総務手数料1万1,300円は、保険料の督促手数料でございます。

次に、第4款国庫支出金40億5,054万90円は、第1項国庫負担金、ページをめくっていただきまして、第1目介護給付費負担金32億1,377万7,750円。

第2項国庫補助金、第1目調整交付金4億9,244万7,000円。第2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援・総合事業）分1億1,593万3,400円。

第3目地域支援事業交付金（その他の地域支援事業）分1億7,126万4,940円。

第4目保険者機能強化推進交付金2,585万円。

第5目介護保険保険者努力支援交付金2,378万円。

第6目総務費国庫補助金602万4,000円及び第7目介護保険災害等臨時特例補助金146万3,000円でございます。

続きまして、36・37ページを御覧ください。

第5款支払い基金交付金46億5,322万2,323円は、社会保険診療報酬支払い基金からの第2号被保険者である40歳から65歳未満の方の保険料納付分で、第1項支払い基金交付金、第1目介護給付費交付金45億611万398円と、第2目地域支援事業支援交付金1億4,711万1,925円でございます。

次に、第6款県支出金26億2,802万3,844円は、第1項県負担金、第1目介護給付

費負担金24億6,993万3,000円と、第2目県補助金で第1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）分7,245万8,375円と、第2目地域支援事業交付金（その他の地域支援事業）分8,563万2,469円でございます。

次に、第7款財産収入9万6,682円は、介護給付費準備基金を譲渡性預金等で預入したことによります預金利子でございます。

次に、第8款繰入金1億7,973万7,290円は、低所得者保険料軽減事業に伴う一般会計からの繰入金でございます。

続きまして、38・39ページを御覧ください。

第9款繰越金5億403万6,602円は、前年度の繰越金でございます。

次に、第10款諸収入1,588万6,054円は、第1項延滞金及び加算金及び過料。

第1目、第1号被保険者延滞金101万9,666円。第2項雑入、第1目返納金433万4,198円。同項第2目雑入35万8,212円と、ページをめくっていただきまして、同項第4目第三者納付金1,017万3,978円でございます。

以上、歳入の合計は191億2,774万1,818円でございます。

続きまして、42・43ページを御覧ください。

次に歳出でございますが、第1款総務費の支出済額は4億1,670万6,864円で、そのうち第1項総務管理費、第1目一般管理費は3億1,861万2,995円で、主なものといたしまして、第1節報酬223万7,700円は、介護保険課パートタイム会計年度任用職員の報酬などでございます。

第2節給料1,342万649円は、介護保険課フルタイム会計年度任用職員の給料でございます。

第3節職員手当等274万9,470円は、介護保険課フルタイム会計年度任用職員の通勤手当、時間外勤務手当及び期末手当でございます。

続きまして、44・45ページを御覧ください。

第12節役務費1,131万7,955円は、郵便料のほか、介護保険システム専用回線使用料を含む電話料などでございます。

第13節委託料1億63万3,373円は、介護保険システム保守管理や事務処理作業などの電算委託料、2市への介護保険料賦課徴収業務委託料でございます。

第19節負担金補助及び交付金1億8,103万4,095円は、介護保険課職員の人件費負担金などでございます。

次に、第2項介護認定審査会費は9,276万5,249円で、第1目介護認定審査会費のうち主なものといたしまして、第1節報酬2,429万400円は、介護認定審査会委員の

報酬でございます。

ページをめくっていただきまして、第19節負担金補助及び交付金280万3,200円は、鈴鹿及び亀山の医師会にお願いをしております介護認定適正化事業にかかる交付金でございます。

次に、第2目認定調査等費のうち主なものとして、第12節役務費3,845万6,788円は、郵便料のほか主治医意見書作成手数料でございます。

第13節委託料2,206万9,395円は、58事業所へ委託をしております4,012人分の介護認定訪問調査委託料でございます。

次に、第3項趣旨普及費、第1目趣旨普及費171万8,924円のうち、第11節需用費156万1,995円は、介護保険PRパンフレット及び広報発行に係る印刷製本費などでございます。

次に、第4項計画策定費、第1目計画策定費360万9,696円のうち、ページをめくっていただきまして、第13節委託料297万円は、第8期介護保険事業計画策定業務委託料などでございます。

次に、第2款保険給付費の支出済額は168億2,614万8,939円で、前年度と比べますと約3億1,869万円の増加で、率にして1.9%の伸びとなっております。

第1項介護サービス等諸費、第1目介護サービス等諸費、第19節負担金補助及び交付金163億6,141万5,108円は、備考欄に記載しております介護居宅サービス給付費を初めとする各種サービスに係る給付費でございます。

続きまして、50・51ページを御覧ください。

第2目審査支払手数料、第12節役務費1,322万3,280円は、25万9,280件分の介護報酬審査支払手数料でございます。

次に、第3目高額介護サービス等費、第19節負担金補助及び交付金3億9,969万9,485円は、3万3,143件分の高額介護サービス費でございます。

第4目高額医療合算介護サービス等費、第19節負担金補助及び交付金5,181万1,066円は、1,844件分の高額医療合算介護サービス費でございます。

次に、第3款地域支援事業費の支出済額は9億8,153万3,714円で、第1項地域支援事業費、第1目介護予防・生活支援サービス事業費のうち主なものとして、ページをめくっていただきまして、第19節負担金補助及び交付金5億601万9,012円は、備考欄にあります各種介護予防・日常生活支援総合サービス事業のサービス費として、主に三重県国民健康保険団体連合会へ支払ったものでございます。

次に、第2目一般介護予防事業費として、第13節委託料4,503万5,075円は、備考

欄にあります各事業を実施する2市及び地域包括支援センターへの委託料でございます。

次に、第3目包括的支援事業・任意事業費4億2,858万9,842円のうち主なものとして、ページをめくっていただきまして、第13節委託料4億2,427万695円は、備考欄の包括的支援事業や家族介護支援事業などの実施に伴う2市及び地域包括支援センターへの委託料のほか、給付費通知作成作業委託料でございます。

続きまして、56・57ページを御覧ください。

第5款諸支出金3億8,843万8,295円は、第1項基金費、第1目介護給付費準備基金費、第25節積立金1億5,637万4,000円と、第2項償還金及び還付加算金、第2目償還金、第23節償還金利子及び割引料で、過年度国庫支出金等の返還金2億2,582万9,235円でございます。

次に、第6款予備費については充用はございません。

以上でございますが、歳出の合計は186億1,282万7,812円でございます。

以上が、介護保険事業特別会計の決算内容でございます。

続きまして、議案第15号「令和3年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計補正予算(第1号)」の補足説明をいたします。

補正予算書の10・11ページをお開き願います。

まず、歳入でございますが、第1款分担金及び負担金、第1項負担金、第1目市負担金62万6,000円の増額は、新型コロナウイルス感染防止対策にかかる所要額及び低所得者保険料軽減強化にかかる負担金のうち市負担金の増でございます。

次に、第2款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目民生費国庫負担金94万3,000円の増額は、低所得者保険料軽減強化にかかる負担金のうち国庫負担金の増でございます。

次に、第3款県支出金、第1項県負担金、第1目民生費県負担金47万1,000円の増額は、低所得者保険料軽減強化にかかる負担金のうち県負担金の増でございます。

続きまして、12・13ページをお開きください。

次に、歳出でございますが、第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費15万4,000円の増額は、新型コロナウイルス感染防止対策に要した経費にかかる増額でございます。

次に、第3款民生費、第1項社会福祉費、第2目介護保険費188万6,000円の増額は、歳入で受け入れをいたしました低所得者保険料軽減強化にかかる負担金を介護保険事業特別会計に繰り出すことに伴う増でございます。

続きまして、議案第16号「令和3年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」の補足説明をいたします。

補正予算書の24・25ページをお開き願います。

まず、歳入でございますが、第2款分担金及び負担金、第1項負担金、第1目市負担金1,614万8,000円の増額は、会計年度任用職員の令和2年度人件費未請求分にかかる所要額の増でございます。

次に、第5款支払い基金交付金、第1項支払い基金交付金、第1目介護給付費交付金7,947万3,000円及び、第2目地域支援事業支援交付金721万6,000円の減額は、前年度清算に伴う超過交付分を繰り越し、現年度交付分との相殺により清算するものでございます。

続きまして、26・27ページを御覧ください。

第8款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目低所得者保険料軽減事業繰入金188万6,000円の増額は、当該繰入金を一般会計から新たに繰り入れることによるものでございます。

次に、第8款繰入金、第2項基金繰入金、第1目介護給付費準備基金繰入金4,975万2,000円の減額は、地域支援事業の減額による保険料不足分を補填するための増額と、前年度清算確定に伴う保険料不足分の精査による減額によるものでございます。

次に、第9款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金5億1,291万4,000円の増額は、前年度からの繰越金が確定したことによる補正でございます。

続きまして、28・29ページをお開きください。

次に歳出でございますが、第2款保険給付費につきましては、歳入で申し上げました支払い基金交付金の相殺による財源更正でございます。

続きまして、30・31ページをお開きください。

第3款地域支援事業費につきましては、歳入で申し上げました支払い基金交付金の相殺による財源更正でございます。

次に、第5款諸支出金、第1項基金費、第1目介護給付費準備基金費1億5,843万9,000円の増額は、前年度の財源清算に伴い保険料充当残額などを基金に積み立てるものでございます。

続きまして、32・33ページをお開きください。

第2項償還金及び還付加算金、第2目償還金2億3,606万8,000円の増額は、前年度の国庫支出金等の超過交付分を清算により返還するものでございます。

以上、議案第13号から議案第16号までの決算及び補正内容、補正予算に関する説明でございます。

よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（藤浪清司 議員）

議案第13号から議案第16号までの説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

議案質疑に当たりましては、一問一答方式で質疑時間は答弁を含め30分以内ですので、厳守していただきますようお願いをいたします。

また、議案質疑でございますので、質疑に当たっては自己の意見を述べることなく質疑の範囲が議題外にわたることのないよう御注意いただくとともに、議案番号を述べた上で質疑いただくよう重ねてお願いをいたします。

それでは、通告に従い藪田啓介議員から発言を許します。

藪田啓介議員。

○藪田啓介 議員

藪田です。まず、議案第13号「令和2年度の鈴鹿亀山地区広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」ということで、決算意見書の5ページの第5款、決算書は10・11ページやと思いますけど。第5款の諸収入について、対予算に対しての執行率ですね。これが非常に差異が出てきていると思うんですけども、その理由をお答えいただきたい。14号も言っているんですか。

○議長（藤浪清司 議員）

一問一答なので。

事務局長

○事務局長（佐藤弘樹 君）

藪田健介議員の一般会計歳入第5款諸収入、対予算に対する執行率が低いのはなぜかとの御質疑につきまして説明申し上げます。

諸収入の予算額は56万3,000円でしたが、その内訳といたしましては、預金利子による収入が1,000円、会計年度任用職員の社会保険等の清算による収入が6万円、情報公開等における写しの交付に伴う収入が2,000円、そして公用車を

修繕した場合に、一旦一般会計から支出し、後日その費用を保険金により補填すると仮定して見込んだ収入が50万円でした。

しかしながら、令和2年度におきましては公用車の修繕がなかったことから予算額の大部分を占めておりました公用車修繕に係る保険金の補填見込みに係る収入額が執行されなかったため、結果的に執行率が低くなったものでございます。

以上でございます。

○議長（藤浪清司 議員）

藪田啓介議員。

○藪田啓介 議員

了解いたしました。そうすると、修繕以外の定期的なメンテナンスなんかは別の項目であがっているのでしょうか。

○議長（藤浪清司 議員）

総務課長。

○総務課長（宮村信廣 君）

御質問をいただきました修繕以外のメンテナンスにつきましては、歳出のほうの需用費の修繕費のほうで計上してございます。

以上でございます。

○議長（藤浪清司 議員）

藪田啓介議員。

○藪田啓介 議員

次に、議案第14号なんですけど。同じく「令和2年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出の決算の認定について」なんですけれども。一般会計の介護保険事業特別会計歳入歳出決算説明書の12ページ、決算書のほうは54・55ページですけれども。介護保険事業特別会計の歳出、第3款第1項第3目の認知症総合支援事業委託料の事業内容と、対予算比についての説明を求めます。

○議長（藤浪清司 議員）

事務局長。

○事務局長（佐藤弘樹 君）

藪田啓介議員の、認知症総合支援事業委託料の事業内容と、対予算比はどうなっているのかについての御質疑につきまして説明申し上げます。

認知症総合支援事業委託料は、鈴鹿市及び亀山市に委託し、地域支援事業、包括的支援事業の認知症総合支援事業を実施するためのものがございます。認知症総合支援事業には、認知症初期集中支援推進事業と認知症地域支援ケア向上事業の2つの事業がございます。

1つ目の認知症初期集中支援推進事業は、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるために、認知症の方やその家族に対して早期に関わる認知症初期集中支援チームを配置し、早期診断、早期対応に向けた支援体制を構築することを目的としております。

事業の内容としましては、認知症の専門医及び看護師、社会福祉士等で構成した認知症初期集中支援チームが、認知症の疑いのある方やその家族の相談に応じ、認知症の早期発見、早期診断のために受診につなげる支援や必要な福祉介護サービスの利用勧奨等日常生活に関する支援を行います。

また、保険、医療、福祉に携わる関係者等で構成した認知症初期集中支援チーム検討委員会を設置し、支援チームの設置や活動状況等の検討を行っております。

令和2年度の実施状況としましては、地域包括支援センターを運営する法人に認知症初期集中支援チームの設置を委託し、鈴鹿市では4か所、亀山市では1か所設置し、延べ439件の相談に対応しています。そのうち、支援を必要とする対象者178人の方に対しては、延べ567回の訪問を行い必要な支援につなげております。

2つ目の認知症地域支援ケア向上事業は、認知症の方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために必要な医療、介護及び生活支援を行うサービスのネットワークを形成し、認知症の方への効果的な支援体制の構築と認知症ケアの向上を図ることを目的としています。

事業の内容としましては、認知症の医療や介護における専門的な知識等を有する認知症地域支援推進員が中心となって、認知症に関する普及啓発、認知症スクリーニング、認知症の人やその家族への相談支援、認知症カフェの設置、医療や介護サービス及び地域の支援機関との連携を図るための支援等を行っております。

令和2年度の実施状況としては、認知症に関する普及啓発では、地域包括支援センター等と連携し、認知症に関する相談窓口の啓発、9月の世界アルツハイマー月間に合わせて介護者のための認知症講座の開催、メッセージツリーの展示や市広報での特集記事の掲載等を行っております。

また、認知症スクリーニングとしてインターネットを用いた認知症チェックでは、8,147件のアクセスがあり、認知症予防の普及啓発、認知症の早期発見、相談窓口の周知の機会となっております。

令和2年度の認知症総合支援事業委託料の対予算比につきましては、予算額は4,066万5,000円、決算額は3,835万5,990円となっており、執行率は94.3%となっております。

以上でございます。

○議長（藤浪清司 議員）

藪田啓介議員。

○藪田啓介 議員

内容は分かりましたけど、先ほど言われた支援チームですね。これは介護認定の前の段階で支援をしているという理解でよろしいですか。

○議長（藤浪清司 議員）

事務局長。

○事務局長（佐藤弘樹 君）

本当に早期発見でございますので、お困りになっている御家庭を発見次第、入らせていただく、積極的に関わっていくというそういう体勢をとっております。

以上でございます。

○議長（藤浪清司 議員）

よろしいですか。

これにて、藪田啓介議員の質疑を終わります。

ここで休憩をいたします。再開は、11時とさせていただきます。

[休 憩]

○議長（藤浪清司 議員）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程により議事を進行いたします。

草川議員からお願いします。

草川卓也議員。

○草川卓也 議員

質疑をさせていただきます。

私からは、議案第14号「令和2年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、第7期介護保険事業計画と実績との比較について伺ってまいります。

資料の令和2年度主要施策の成果及び予算執行の実績報告書6ページの表を基にして、令和元年度の表とも比較しながら伺いたいと思います。

各区分を見ていきますと、中には第7期の計画の推計に対して決算額の割合が60%台とか、70%台と数値が低いものも幾つか見られます。これを踏まえて、第7期介護保険事業計画の内容を令和2年度はどのように実現できたのかと。第7期事業計画と実績との比較についてどのように評価しているのか伺いたいと思います。

○議長（藤浪清司 議員）

事務局長。

○事務局長（佐藤弘樹 君）

草川卓也議員の、第7期介護保険事業計画と実績との比較についての御質疑につきまして説明申し上げます。

第7期の計画は、平成30年度から令和2年度までの3年間を計画期間としています。鈴鹿市、亀山市がそれぞれ策定する高齢者福祉計画と一体のものとして作成するとともに、上位計画である2市の地域福祉計画と三重県において策定される介護保険事業計画との整合性を図るものとなっています。

また、7期ではいつでも自分らしく暮らせる長寿社会の創造を基本理念とし、基本目標として1つ目に、地域支援事業による地域包括ケアの推進。2つ目に、介護

サービスの提供体制の確保とサービスの充実。3つ目に、介護保険制度の円滑な運営を掲げています。

各主要施策の計画については、年齢、圏域、要介護度別人口及び要介護認定者の推移や推計などを基に、現状や課題、目指すべき将来像から見込みを立て実行し、3年ごとに見直しを行っています。

特に、令和2年度においては新型コロナウイルス感染症の影響が大きく、全国に緊急事態宣言、三重県においても緊急警戒宣言が出され、サービス利用を控える方や一部サービスの停止を実施した施設もありましたが、事業者、鈴鹿・亀山両市においてもこのような状況下であっても、感染症対策に取り組みながら可能な範囲でのサービスの提供、Z o o m等を利用した会議方法など活動が停止することのないよう各事業を実施してまいりました。

主要施策の成果及び予算執行の実績報告書6ページの計画の推計(A欄)は、先に述べましたとおり、3年間という枠の中で考えられた計画予算であり、その右に記載されておりますのが令和2年度の決算額となっております。

これらは、社会情勢の影響もありますが、計画予算はサービスを受ける方がこれらのサービスを利用した場合の最大値を想定して設定しているため、例えば居宅介護福祉用具購入費については、計画の推計値は1,737万2,000円でございますが、決算は1,277万4,954円であり、比較すると73.5%にとどまりますが、令和元年度の決算額は1,049万713円、令和2年度決算は1,277万4,954円であり、121.7%と増加しておりますので滞りなくサービスは提供されているものと考えております。

今後も、新型コロナウイルス感染症の状況による影響は懸念される場所ですが、利用者の皆様の声、各事業所からの相談・御意見に耳を傾けながら各事業を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（藤浪清司 議員）

草川卓也議員。

○草川卓也 議員

サービスの提供に滞りがないということを確認させていただきました。被保険者数も増えておりますので、決算額全体も約3億円ほど増加しているということかなと理解もしております。

ただ、令和元年度のこの同じ推計に対する決算額のこの表を見ますと、令和2年度も全体的にやや減少傾向にあるんですね。これはどういった要因で令和2年度はこういった数字が出ているのか。それは、先ほども答弁にありましたように新型コロナウイルス感染症の影響というのが考えられるのかどうかと。こういったところも御答弁いただければと思います。

○議長（藤浪清司 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条 裕 君）

先ほども答弁の中でもございましたが、推計額というのはそのときの計画策定の際に、人口とかその当時の実績等を分析いたしまして滞りなく介護保険事業が進むための最大値の額でいておりますので、先ほども言いましたとおり、前年度に比べると増えておるということはサービスとしてはきちんと提供できておったのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（藤浪清司 議員）

草川卓也議員。

○草川卓也 議員

例えば、令和元年度の同じ表を見ますと、保険給付費のところも割合92.5%となっているんですけど。令和2年度、今回のものに関する89.9%となっているんです。これはわずかな誤差と考えていいのか。何らかの要因、新型コロナウイルス感染症の影響というものも要因として考えられるのかというところを伺いたしたいと思います。

○議長（藤浪清司 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条 裕 君）

コロナの影響も多少はあると思います。ただ、各事業者さん、感染症対策も頑張

っていただいてサービスが切れることのないよう提供していただいていますので、この辺りはその辺りの誤差ということになるかと思います。

以上でございます。

○議長（藤浪清司 議員）

草川卓也議員。

○草川卓也 議員

分かりました。次の質問にいきます。それで、計画の推計に対する決算額の割合、一部増加しているものもあるということが確認できます。例えば、居宅介護保険用具購入費や、居宅介護住宅改修費、また介護予防福祉用具購入費などなんですけども。これはほかと比べて7ポイントから10ポイントほど増加しておるんですね。これは、令和2年度の一つ実績の特徴としてこれらが大きく増加している要因というののはどのように分析されているのかというところを伺いたいと思います。

○議長（藤浪清司 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条 裕 君）

先ほど議員がおっしゃいました福祉用具購入費、また住宅改修費につきましては、年によって増えたり、減ったり、増減はございます。これについては、いろいろケアマネジャーさんからとかの相談を受けながら、負担限度額もございますのでそれに見合った目いっぱい金額でお出しさせていただくよう相談に乗らせていただいていますので。

ただ、その年によってどういう相談が多いのか、その申請によって金額も変わってまいりますので、多少の増減はあるということでそちらは読めない部分ではあると思います。

以上でございます。

○議長（藤浪清司 議員）

草川卓也議員。

○草川卓也 議員

分かりました。原因は分からないというところかなと理解しました。

じゃあ、そのそういった福祉用具購入費や住宅改修費が今回令和2年度大きく増加したことによって、これは一つ令和2年度の実績というふうに考えれば、それによってどういう期待された効果というものがあつたのかというところを確認したいと思います。

○議長（藤浪清司 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条 裕 君）

この福祉用具購入費と住宅改修費につきましては、やはり必要な方が生活する上で必要な分を請求していただくということですので、生活に対して必要な分はお出しできたと考えております。

以上でございます。

○議長（藤浪清司 議員）

草川卓也議員。

○草川卓也 議員

では、最後に、計画の推計に対する決算額の割合。最もそこで顕著に減少しているのは地域密着型介護予防サービス給付費です。パーセンテージにして実に30ポイント近く令和元年度の実績と比較して減少しております。この地域密着型介護予防サービス給付費の決算額が大きく減少したこの要因についての御所見を伺いたいと思います。

○議長（藤浪清司 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条 裕 君）

こちらは、地域密着型介護ですけれども、令和元年度と比較しますと利用件数も減少しておりますけれども、こちらにつきましてはサービスの利用者の認定が要支

援から要介護に変更になった方や、地域密着型以外のサービスに移行された方々の実績を反映したものであると考えております。ですので、サービスの利用者の介護度の変化というのが大きいのではないかと分析しております。

以上でございます。

○議長（藤浪清司 議員）

草川卓也議員。

○草川卓也 議員

介護度の変化ということで、いわゆるニーズの変動というところかなと理解しました。

ただ、最初の答弁にもありましたように、新型コロナの影響というものに関してはどのように考えているのか。仮にその影響があったとすれば、本来必要な方に必要なサービスが届いてないというケースも一部あり得るのではないかなということも考えられるのですけれども。そういった新型コロナの影響というものに関してはどのように把握しているのかというところを再度確認したいと思います。

○議長（藤浪清司 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条 裕 君）

コロナにおける利用控えというものも多少あったということで考えておりますが、先ほども言いましたけれども、各事業者さん、感染症対策を頑張ってくださいましてサービスが滞りなくできるように頑張ってくださいしております。感染症対策をどこまでしたらいいのかという御相談もよくあることではございますが、その辺りも御相談にのらせていただいて一緒にサービスを考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（藤浪清司 議員）

よろしいですか。これにて、草川卓也議員の質疑を終わります。

高橋さつき議員。

○高橋さつき 議員

高橋です。よろしくお願いします。

議案第14号「令和2年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」質問させていただきます。

まず、歳入の第1款保険料，第1項介護保険料，第1目第1号被保険者保険料について伺います。

保険料の決算状況評価について全体的な特徴とか，収納率は先ほど微増ということをお聞かせしてもらったんですけど，改めて収納率と滞納者滞納金の状況などを教えてください。お願いします。

○議長（藤浪清司 議員）

事務局長。

○事務局長（佐藤弘樹 君）

高橋さつき議員の保険料の滞納者数と金額の増減についての御質疑につきまして説明申し上げます。

資料は配付書類一覧のNo.13，介護保険事業状況データ集の3ページでございます。

令和2年度の現年度分滞納者状況につきましては，滞納者総数は1,559人，滞納金額は4,205万3,370円でございます。令和元年度の数値については配付資料に掲載しておりませんが，滞納者総数は1,106人，滞納金額は4,516万7,305円でございます。滞納者総数は増加しましたが，滞納金額は減少となりました。

また，納付書発行による普通徴収の収納率は令和元年度は87%，令和2年度は87.5%となり0.5%上昇しています。

特別徴収を含めた全体の収納率は97%から97.1%と0.1%上昇しており，毎年少しずつではありますが向上傾向にあります。

保険料の賦課徴収業務は2市に委託をしており，保険料の未納が介護保険制度の財源に影響を大きく及ぼすことから，効果的な収納率向上への取り組みとして普通徴収納付者への口座振替への促進や，徴収権消滅による不納欠損にならないように努力することを委託方針に盛り込み，賦課徴収業務を実施しているところでございます。

また，今年度8月からは納付者の利便性の向上，収納率の向上を図るためコンビニ収納を導入いたしました。8月の納付書送付者のうち約3割の方がコンビニ納付

を御利用いただいております。

以上でございます。

○議長（藤浪清司 議員）

高橋さつき議員。

○高橋さつき 議員

収納率は微増しているということと、滞納者数は全体で増えているんですけど金額は下がったと理解しました。

低所得者の軽減を実施されているんですけど、低所得者に対しての滞納は減ったのか。軽減事業に対しては効果があったと考えられるのか教えてください。お願いします。

○議長（藤浪清司 議員）

事務局長。

○事務局長（佐藤弘樹 君）

それでは、再度の御質疑につきまして説明申し上げます。

令和元年10月の消費税率引き上げに伴い、介護保険法施工例及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が施行され、令和2年度の介護保険料においても所得段階1段階から第3段階までの方を対象に軽減を実施したところでございます。

保険料軽減の実施につきましては、第1段階の方7,547人に対し年額1万3,880円を軽減し、1億475万2,360円の実施。第2段階の方4,977人に対して年額1万2,480円を軽減し、6,211万2,960円の実施。第3段階の方4,253人に対し年額3,470円を軽減し、1,475万7,910円の実施。総額1億8,162万3,230円の保険料軽減を実施いたしました。

この制度は、65歳以上の約3割に当たる市民税非課税世帯を対象に行われており、低所得者の高齢者の保険料軽減を強化するものとなっております。

また、その他の保険料の減免制度としては、介護保険法に基づき鈴鹿亀山地区広域連合介護保険条例及び鈴鹿亀山地区広域連合介護保険条例施行規則に災害による減免が規定されており、新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入等

が減少したこと等による介護保険料の減免も行っています。

令和2年度の実績としては、減免決定被保険者数は52名、減免決定額は318万6,790円でした。

以上でございます。

○議長（藤浪清司 議員）

高橋さつき議員。

○高橋さつき 議員

低所得者の保険料軽減対象の1, 2, 3段階の方の効果を説明していただいたんですけど。こちらのデータの表を見させてもらって鈴鹿と亀山で分けてもらっているのを比べさせてもらったんですけど、一人当たりの滞納金額は減っているんですけど、鈴鹿市は滞納者の人数が減っているのに対して亀山は滞納者の人数がかなり増えているんですけど、これはどのような要因が考えられるのでしょうか。

○議長（藤浪清司 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条 裕 君）

鈴鹿亀山滞納者につきましては各市にお願いしているところでございますが、要因というのは、すみません、正直、分からないというところが現状でございます。以上でございます。

○議長（藤浪清司 議員）

高橋さつき議員。

○高橋さつき 議員

ばらばらならあれなんですけど、割合本当に鈴鹿と亀山で大きく人数が違ったので聞かせてもらいました。分からないということ。

では、もう一回質問させていただきたいんですけど。滞納が重なってペナルティーを受けている人というのは増えたのでしょうか。例えば、ペナルティーを受けたままでサービスを受けることになっている人とかも増えたり、そういう増減が分か

れば教えてください。

○議長（藤浪清司 議員）

介護保険課管理グループリーダー。

○介護保険課管理グループリーダー（善福博美 君）

先ほどの高橋議員の質問にありました、償還払いというような対応になってくるかと思えます。大きく前年と比べてそういった方が増えているというような感じは今のところはしておりません。というのは、どうしても滞納者の方がいらっしゃっても実際介護を受ける方というのはその方たちが全部ということではありませんので、そういった該当する方においてはそういった形でペナルティーを課すことはございますが、事前にそういうお通知をさせていただきましていろいろなお話をさせていただいて収納につなげていく。そして、そういったものを緩和させていただいて通常のサービスを受けていただくような形ではお話はさせていただくよう努力はさせていただいております。

以上です。

○事務局長（佐藤弘樹 君）

高橋さつき議員。

○高橋さつき 議員

事前に説明をしていただいて、なるべくペナルティーを受けないようにという対応をしっかりとってもらっているというふうに理解しました。

もう一つ、最後に言われました、その他の保険料の減免の制度で52名、318万と言われたかと思うんですけど。実績を言っていたんですけど、災害による減免が規定ではなくどういった形の減免になるのでしょうか。お願いします。

○事務局長（佐藤弘樹 君）

介護保険課管理グループリーダー。

○介護保険課管理グループリーダー（善福博美 君）

こちらは災害ということで、今鈴鹿で地震であったり、火災であったりという減

免は今のところはゼロ件です。今回のこの災害減免というのはコロナに関してのものになってきます。コロナに関して52名の方が収入が減りましたというような御申告をいただいて、その方たちの減免をさせていただいております。

以上です。

○議長（藤浪清司 議員）

高橋さつき議員。

○高橋さつき 議員

コロナの減免でということの実績52名というふうに理解しました。

次の質問にいかせていただきます。歳出の第2款保険給付費，第1項介護サービス等諸費，第1目介護サービス等諸費の保険給付費の状況について，増減が考えられる要因を質問させていただくつもりなのですが，先ほどの草川議員の質問と本当にまるきり一緒のことを全部聞いてもらった感じなのですが。

私もこの福祉用具購入費の居宅のほうも同じ福祉用具購入費，介護予防のほうも2つとも大きく増えているの，この増減が気になったので聞かせていただきたいと思ったのですが，年によって増減は変わると。コロナのみの原因ではなくということであって，修繕のほうもというふうに説明いただいたのでそれで理解をしたのですが。

加えて聞かせてもらいたいのは，福祉用具購入費，居宅介護福祉用具購入費と，介護予防の福祉用具購入費，両方とも増えている。こちらのこういった用具が特に需要が高いとか，何か中身の種類が分かれば教えていただけますか。

○議長（藤浪清司 議員）

事務局長。

○事務局長（佐藤弘樹 君）

高橋さつき議員の保険給付状況についての御質疑につきまして説明申し上げます。福祉用具と住宅改修費の給付状況を少し説明させていただきます。

介護保険を利用して購入できる福祉用具としましては，一つが腰かけ便座，2つ目が自動排せつ処理装置の交換可能部品，3つ目が入浴補助用具，4つ目が簡易浴槽，5つ目が移動用リフトのつり具の部品の5種目でございます。この中では，シ

ャワーチェアーなどの入浴補助用具や腰かけ便座等の給付が多い状況でございます。

また、住宅改修費につきましては、1つ目が、手すりの取付け。2つ目が、段差の解消。3つ目が、滑り防止及び移動の円滑化等のための床または通路等の材料の変更。それから、4つ目として、引き戸等への扉の取り換え。5つ目が、洋式便器等への便器の取り換え。6つ目として、その他でこれらの改造を行うために必要な附帯した住宅改修費の6種類を給付の対象といたしております。

給付する際には、住宅改修としてこの6種類から幾つかの種類を負担限度額内で効果的に組み合わせて申請していただいております。その中でも、まずは段差の解消、それから手すりの取付けによる工事というのが申請が多くなっている状況でございます。

以上でございます。

○議長（藤浪清司 議員）

高橋さつき議員。

○高橋さつき 議員

細かく説明ありがとうございます。

私も草川議員と同じコロナの影響で購入される内容が種類が変わったりとか、修繕される内容が変わったりとか、こちらの地域密着型介護予防サービスが減ったのもコロナのことが原因にあるのかどうか確認させていただきたかったんですけど。そういうのは結局用具の内容も別に変化なくということで理解しました。

以上です。ありがとうございます。

○議長（藤浪清司 議員）

これにて、高橋さつき議員の質疑を終わります。

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

福沢美由紀です。議案第13号「令和2年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」のうち、消費生活センター費についてお伺いしたいと思います。

消費生活センター費の決算を拝見いたしまして、特に相談員の人件費のことなんかも言及して今までもお聞きしていましたので、その人件費を含めて決算についてお伺いしたいと思います。

○議長（藤浪清司 議員）

事務局長。

○事務局長（佐藤弘樹 君）

福沢美由紀議員の商工費のうちの消費生活センターにける人件費についての御質疑につきまして説明申し上げます。

消費生活センターにおける人件費につきましては、商工総務費のうち、正規職員におきましては負担金及び補助金から会計年度任用職員である相談員におきましては給料、職員手当及び共済費から支出したところでございます。これらの支出額と令和元年度決算額と比較いたしますと、合計で133万2,383円の減少がでございます。そのうち、相談員の人件費が133万2,003円を占めております。これは、消費生活センターの相談業務におきましては通常相談員3人態勢で業務を行っておりますが、昨年7月末に一人が退職し欠員となったため人件費の支出が減少したものでございます。

以上でございます。

○議長（藤浪清司 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

お一人が退職されたということで決算上はマイナスが出たということですがけれども、マイナスが出たことによる影響はなかったのかお伺いしたいと思います。

○議長（藤浪清司 議員）

事務局長。

○事務局長（佐藤弘樹 君）

職員の勤務が少しタイトになったというふうには聞いておりますけれども、市民

にサービス不足が生じるようなそういう影響については、実際工夫しながら運営させていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（藤浪清司 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

確認ですが、そのマイナスは現在埋まっているのですか。

○議長（藤浪清司 議員）

事務局長。

○事務局長（佐藤弘樹 君）

幸い、今年度4月からお一人採用させていただくことができましたので、現在は通常の3名体制に戻っております。

以上でございます。

○議長（藤浪清司 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

ありがとうございました。それで、コロナ禍ということで先ほどから何度か言葉が出ているわけですが、この令和2年度の決算におけるものを見るについては、どうしてもコロナ禍の中での決算だなということを見ていかななくてはいけないわけですが、相談の件数であるとか、相談の内容、あるいは教室の回数や内容ということがどういう状況だったのかという実績をお伺いしたいと思います。

○議長（藤浪清司 議員）

事務局長。

○事務局長（佐藤弘樹 君）

福沢美由紀議員のコロナ禍における相談件数、相談内容等についての御質疑につきまして説明申し上げます。

令和2年度におきましては、緊急事態宣言が発令されるなどコロナ禍の中で業務を行ってまいりましたが、相談件数に関しましては1,693件で、令和元年度の相談件数と比較すると120件増加いたしました。これは、コロナ禍の中で来所による相談件数は19件減少いたしました。一方、電話及び文書による相談件数が139件増加したことによるものでございます。

なお、そのうち新型コロナウイルス感染症に関連する相談につきましては、通販で注文したマスクが届かないであるとか、粗悪品のマスクが届いたといったトラブル。また、旅行や結婚式のキャンセルに伴う契約上のトラブルなど合計151件の相談がございました。

また、出前講座につきましては、コロナ禍の中で密になることを避けるために申込数自体が減少したことに加えて、申し込みがあった団体からもキャンセルが相次いだことから、令和元年度と比較すると開催数が52回減の43回、参加人数が3,148人減少の812人であり、開催数及び参加人数ともに大幅に減少したところでございます。

以上でございます。

○議長（藤浪清司 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

ありがとうございます。やはり、ここはコロナの中で特に特徴的なことが見られたことが確認できました。

それで、次の質問なんですけれども。商工費の中の地方消費者行政活性化基金。活性化基金というのは今までもずっと平成20年からあったわけなんですけれども。いろいろな内容、充当先が変化があったのかなと思うので令和2年度の状況をお聞かせください。

○議長（藤浪清司 議員）

事務局長。

○事務局長（佐藤弘樹 君）

商工費県補助金についての御質疑につきまして説明申し上げます。

歳入におきます商工費県補助金77万6,193円につきましては、全額三重県から交付されました。三重県地方消費者行政活性化基金事業事業費補助金でございます。この補助金につきましては、相談員の人件費の一部として22万3,271円、9月と11月に発行いたしました、鈴鹿亀山消費生活センターだよりの作成及び配布にかかる経費として55万2,922円を充当し、消費生活相談窓口等の機能強化を図ったものでございます。

以上でございます。

○議長（藤浪清司 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

かなり重要なところで使わせていただいたのだなということが分かりましたけど、ずっとこれは続く見通しなのですか。

○議長（藤浪清司 議員）

総務課長。

○総務課長（宮村信廣 君）

こちらの補助金につきましては、令和2年度で一旦終了となっております。

以上でございます。

○議長（藤浪清司 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

ありがとうございます。私もこれ、消費生活センター、何度か御相談に行ったり、電話をかけたり、広域住民をお連れして行かせていただいたわけですがけれども。今度11月に新しくなりますけれども、現センターの中での相談事業、相談業務の課題、総括してどういうことであったのか伺いたいです。

○議長（藤浪清司 議員）

事務局長。

○事務局長（佐藤弘樹 君）

今議員におっしゃっていただいたように、移転の要因になっているところというのが、一番あったのはやはり場所的に分かりづらいというのと、それとバリアフリーの問題が一番ございましたので、その辺を解消するというところが一番重要ではないかとは考えておりました。

以上でございます。

○議長（藤浪清司 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

場所が分かりづらかった。バリアフリーができていなかった。私自身は、あそこは狭かったりとか、プライバシーが保たれにくかったりとか多々課題があったと思いますので、新しく移転することで良かったと思いますけども。この件については、以上にさせていただきます。

次の質疑ですけれども、議案第14号「令和2年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」のうち、決算の評価及び第7期介護保険事業計画の基本目標の達成についてということで。これもかなり草川議員とかぶっているような質疑になってしまいましたが、まず、決算の評価について伺いたいと思います。

○議長（藤浪清司 議員）

事務局長。

○事務局長（佐藤弘樹 君）

福沢美由紀議員の決算の評価と第7期介護保険事業計画の基本目標の達成についての御質疑につきまして説明申し上げます。

まず、コロナ禍における現在も、各事業所においても感染予防に細心の注意を払いサービスを提供しているところでございます。デイサービスやショートステイな

ど家族介護力の支援としても利用していただいております。これらのサービスに当たる地域支援事業費は、令和2年度は9億8,153万3,714円、令和元年度は9億5,137万6,709円であり前年度比3.2%の増となっており、それらの数字から見ても介護サービス等は滞りなく提供されていると考えております。

次に、介護職等の充実についての部分でございますが、今後も高齢者及び要介護認定者の増加に伴い、介護事業の安定的な運営のための重要課題であると認識しておりまして、今回の第8期介護保険事業計画の中でもマンパワーの確保として人材の確保や介護現場での業務改善の推進を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（藤浪清司 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

分けて聞いていきたいんですけども。まず、決算の評価としてコロナ禍でも頑張ったというばくつとした評価だったような気がするんですけども。先ほど高橋議員も質疑しましたように、低所得者への対応をされたその効果がどうだったのかとか、それも含めまして、あとは3年間の最後の年でしたので、基金のありようですか、いろいろな意味で評価としてもう少し突っ込んだ評価を聞かせていただけますでしょうか。

○議長（藤浪清司 議員）

事務局長。

○事務局長（佐藤弘樹 君）

先ほど議員からもおっしゃっていただいたように、基金の話もあれなんですけれども。今年度また令和2年度の基金としては1億5,000万円ほど積むことができたというところではございます。そこら辺で20億円を超えてくるような基金もできましたので、それが令和8年度につながって介護保険料を値上げしなくて済んだというところではあると思います。

広域連合の管内で介護が足りなくて困っているという方たちの声を聞くと、私どもには一応聞こえてはこなかったという部分では何とか皆様のお役に立てている

のではないかなとは思っておりますけれども、まだまだ細かい隠れているような介護に困っていらっしゃるような方がみえるかも分かりませんというところがございます。

ですので、第8期に向けて包括支援センターの充実等を図らせていただいたという、そういう動きもございました。そちらについては、今後いろいろな成果がまた現れてくると思いますけれども、取りあえず第7期の私どもの総括といたしましては、次につながる体制構築ができたものだと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（藤浪清司 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

基金のお話も伺いましたし、それでは基本目標についてもう一回お伺いしたいのですけれども。今、包括ケアを実現ということで地域の支援センターを今回8期で細分化していただきました。それにつながるには、多分この7期のいろいろな課題があったり、反省があったり、この基本目標の1について何かあったから8期でセンターをあえて細分化して取り組むということになったんじゃないかなと推察するわけなんですけれども。基本目標の達成として、まず1についてもう一回お伺いできますか。

○議長（藤浪清司 議員）

事務局長。

○事務局長（佐藤弘樹 君）

包括支援センターをとにかく細分化しなければならないというところにつきましては、もともと地域協議会という組織が鈴鹿市・亀山市の両市、呼称が違いますけれどもどんどん体制を作っていたという経緯がございます。そこの連携がやはりとりにくいということがもともとの5つの包括支援センターの体制では顕著に表れてきておりましたので、その解消をしたいというのがまずは一番ございました。

あと、やはり包括支援センターの業務がどんどん設立当初から増えてきていると

いう、そういう形態もございまして、包括支援センター職員等との協議がしっかりなされた上でのこのような決定だったというものでございます。

以上でございます。

○議長（藤浪清司 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

一番特徴的な支援センターについてお聞きしました。

基本目標の2番ですけれども、介護サービスの提供体制の確保とサービスの充実ということで目標をあげていただいていたわけですけれども。この中には、サービスについては先ほどの答弁ではコロナ禍の中でも努力しながらやっていただいたということを何度もお聞きするわけですけれども。

一つ、キーワードとしては家族介護者の離職防止ということがあるんですね。これについては、細かな聞き取りが広域の中でできているのかどうか分かりませんが、もし何かありましたら伺いたいと思います。

○議長（藤浪清司 議員）

事務局長。

○事務局長（佐藤弘樹 君）

家族介護者の離職の防止というので大体その手法で使っていくのが特別養護老人ホーム等の整備とか入所施設の充実という部分に当たってくるかと存じます。第7期の計画の中では、特養については、本当は最初は計画にはございませんでしたけれども30床のショートステイからの転換という形でのもので充実をさせることができたような部分はございました。

また、今後も高齢化率は今も上がってまいりますので、そこを見込んで8期のほうでも施設整備については取り組むということを両市から話を聞かせていただいた上で計画に盛り込んだところでございます。

以上でございます。

○議長（藤浪清司 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

家族が離職しないで済むように基盤整備をきちんとするという意味だったということを確認しました。また、あと24時間態勢の訪問をちゃんとできるようにというところについても、まだ多分達成できていないと思うのですけれども、そこについてもまた次の計画につなげてしていただいているのだと理解しておきます。

先ほど低所得者の対策も継続していただくということもお伺いしましたし、これにて私の質疑は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藤浪清司 議員）

これにて、福沢美由紀議員の質疑を終わります。

ほかに質疑のある方、いらっしゃいますか。あるようでしたら。ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（藤浪清司 議員）

それでは、質疑なしと認めます。

それでは、これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔討論なし〕

○議長（藤浪清司 議員）

別段、討論もございません。

これより採決をいたします。

まず、議案第13号「令和2年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（藤浪清司 議員）

举手全員でございます。したがいまして、議案第13号「令和2年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号「令和2年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の举手をお願いいたします。

[賛成者举手]

○議長（藤浪清司 議員）

举手全員でございます。したがいまして、議案第14号「令和2年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号「令和3年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計補正予算（第1号）」を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の举手をお願いいたします。

[賛成者举手]

○議長（藤浪清司 議員）

举手全員でございます。したがいまして、議案第15号「令和3年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計補正予算（第1号）」は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号「令和3年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の举手をお願いいたします。

[賛成者举手]

○議長（藤浪清司 議員）

举手全員でございます。したがいまして、議案第16号「令和3年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」は原案のとおり可決されました。

ここで休憩をいたします。再開は13時といたします。

[休 憩]

○議長（藤浪清司 議員）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程により議事を進行いたします。

次に、日程第6，一般質問を行います。

一般質問の通告者は3名でございます。通告以外の事項を追加しないように。また、一問一答方式で質問時間は答弁を含め30分以内ですので厳守していただきますようお願いをいたします。なお、再質問の場合は要点のみ簡潔に述べられるよう特にお願いをいたします。

それでは、通告に従いまして藪田啓介議員から質問を許します。

藪田啓介議員。

○藪田啓介 議員

一般質問なんですけど、手元にあります一般会計介護保険事業特別会計歳入歳出決算書説明資料のほうの12ページなんですけど、介護保険事業特別会計2款第1項、介護サービス等諸費主要施策の成果欄の、これはもともとは委託料の地域包括センターの5か所というのが12か所に訂正されております。これは元あるホームの昨年までの分をそのまま使ったということやろうと思うんですが、問題はその隣にある金額のところなんですけど。こういう本会議の決算書類には訂正が数多く見受けられましたので、これに関する1件ずつの元の生データが非常に重要であって、それを積み上げたものをここへ記載しているということなんですけど。

お伺いしましたこれ、ワードの書式で作って見ると。元の生データは入ってくるデータはこういうのの自動入力というか、管理ソフトウェアの導入またはデータの統合化についてどのように考えてみえるのか。これ、手入力ですとどうしても人間やからミスが出てきますので、その辺の状況についてお尋ねいたします。

○議長（藤浪清司 議員）

事務局長。

○事務局長（佐藤弘樹 君）

それでは、藪田啓介議員のデータ作成についてミスを防ぐためにフォーマット等の作成が必要ではないかとの御質問につきまして答弁申し上げます。

今回の資料修正につきましては、一度各議員に配付させていただいた資料について修正箇所が数か所見つかり、訂正したものを再度お送りさせていただきました。議員の皆様には差し替え等御迷惑をおかけし申し訳ございませんでした。議員から御指摘の修正箇所につきましても、データの入力ミス、チェックミスから生まれた修正でございます。

議員御指摘のとおり、広域連合で扱うデータはデータ量が膨大であることもありますので、管理ソフトウェアの導入や集計フォーマットの作成について検討を始めたところでございます。介護保険事業の決算関係書類にはたくさんの種類があり、一括して管理統合するようなデータベースを有したシステムについては見つけられておりませんが、今後も調査を続けたいと思います。

その中、他市の状況も確認をしておりますが、財務会計のデータを基に担当者の知識や経験に基づいて資料を作成し、人的な連携によって関係書類の正確性を確保しているとのことで、管理ソフトウェアなどの導入をされているところは今のところはございません。データの管理ソフトウェアの整備やデータ集計フォーマットの作成ができれば、議会資料以外にも県などへの報告データの作成や事業促進検討のためのデータの作成にも活用でき、事務改善にもつながりますので取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤浪清司 議員）

藪田啓介議員。

○藪田啓介 議員

分かりました。これは統合するようなソフトウェアはないということやと思いますけども、やっぱり全部手で数えて計算機で足し算してという形をとってみえるのでしょうか。

○議長（藤浪清司 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条 裕 君）

そうです。議員おっしゃるとおり、手で計算して私たちがチェックは電卓をもってチェックをしているような状況でございます。

以上でございます。

○議長（藤浪清司 議員）

藪田啓介議員。

○藪田啓介 議員

分かりました。統合するそういうソフトウェアがないということですが。障害者福祉の面では、もう自動で入力してフォーマットで送るという形ができておりますので、なるべく職員の負担も減らす、それからミスが減らすという意味でも、できるところはどんどん入れていただきたいと思います。

というのは、今回送ってもらったこれ3ページにわたる訂正なんです。確かに細かなところ、細かな数値なんだろうけども、これもやはり1件ずつ入力してというのは非常に非効率やと思いますので、その辺の検討をよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（藤浪清司 議員）

これにて、藪田啓介議員の一般質問を終わります。

高橋さつき議員。

○高橋さつき 議員

一般質問を大きく2点させていただきます。

まず、1点目の介護保険事業の保険給付の食費及び居住費の基準変更による負担について質問させていただきます。

まず、低所得者の食費・居住費等が軽減される特定入所者介護サービス費について、令和2年度の実績を教えてください。

○議長（藤浪清司 議員）

事務局長。

○事務局長（佐藤弘樹 君）

それでは、高橋さつき議員の、食費や居住費の基準変更による負担についての令和2年度特定入所者介護サービス費の実績についての御質問につきまして答弁申し上げます。

特別養護老人ホームや介護老人保健施設などの介護保険施設の入所やショートステイを利用するときの食費や居住費、滞在費は利用者本人が全額負担するものでございますが、市民税非課税世帯等の方に対し食費や居住費等の負担を軽減するために特定入所者介護サービス費を支給しています。

特定入所者介護サービス費は、国が食事等のサービスの提供に要する平均的な費用を基準費用額として定め、その基準費用額から所得段階に応じた負担限度額を差し引いた金額を補足給付するものです。

特定入所者介護サービス費の支給を受けるには、介護保険負担限度額認定の申請を行います。認定の対象になるには2つの要件全てに該当する必要があります。

1つ目は所得要件で、利用者本人、配偶者及び利用者本人と同一世帯の世帯員全員が市民税非課税であることです。2つ目は、資産要件で預貯金などの金額が国が定めた金額を超えていないことです。

この要件を満たし介護保険負担限度額認定に該当した場合、利用者は介護保険負担限度額認定証の交付を受け、サービスを利用する際に介護保険施設等に認定証を提示することで特定入所者介護サービス費として現物給付されます。

令和2年度の特定入所者介護サービス費の実績につきましては、事前に配付いたしました資料の令和2年度介護保険事業状況データ集に掲載させていただいております。

2ページの令和2年度介護保険給付状況を御覧ください。

令和2年度の特定入所介護者介護サービス費の実績としましては、食費について要支援1、要支援2の方に対する予防給付は106件、56万6,981円。要介護1から要介護5の方に対する介護給付は、1万5,341件、3億1,540万139円です。居住費については、予防給付106件、46万393円。介護給付1万5,483件、2億1,720万4,703円で、食費・居住費の合計は3万1,036件、5億3,363万2,216円となっております。

令和元年度に比べると給付件数は555件の増、給付額は225万3,460円の増で、近年増加傾向にあります。

以上でございます。

○議長（藤浪清司 議員）

高橋さつき議員。

○高橋さつき 議員

細かくありがとうございます。この補足給付自体は施設に入所した人とかの補助が多いと思うので、介護度が高いほど受けている人が多いのかなと思うのですが。介護度によっての内訳というのはわかりますか。あと、ここでは負担段階では分からないんですかね。分かれば教えてください。

○議長（藤浪清司 議員）

高橋議員，そこが分からないようでしたら，後ほどいただくということでもいいですか。

高橋さつき議員。

○高橋さつき 議員

では，次でも質問させていただきますのでお願いします。

8月からこの補足給付が改正されて資産要件とかの利用条件が厳しくなりましたが，補助対象内でもこの利用者の食費の負担が大幅に上がるということは3月の議会のときにも質問させてもらって細かく説明していただいたんですが。改正されたことで預貯金等が基準を上回って軽減対象から外れてしまった人数と，各負担段階や要因について，それを教えてください。

○議長（藤浪清司 議員）

事務局長。

○事務局長（佐藤弘樹 君）

それでは，高橋さつき議員の令和3年8月の介護保険負担限度額認定制度の改正後に軽減対象外になった人数，要因についての御質問につきまして答弁申し上げます。

介護保険制度の一つである介護保険負担限度額認定は，令和3年度国の介護保険制度の改正により，在宅で介護を受ける方や介護保険負担限度額認定の適用にならない施設入所者との公正性の観点から，負担能力に応じた負担となるよう一定額以

上の収入や預貯金等のある方について内容の見直しを行いました。

令和3年7月までは、認定の要件である資産要件が預貯金等の金額が単身では1,000万円以下、夫婦では2,000万円以下でございましたが、令和3年8月からは利用者負担段階に応じて預貯金等の金額が定められました。

利用者負担段階第2段階の方は、利用者本人の合計所得金額と課税非課税年金収入額の合計が80万円以下の方で、預貯金等の金額が単身650万円以下、夫婦1,650万円以下になります。

第3段階の1の方は、利用者本人の合計所得金額と課税非課税年金収入額の合計が80万円超、120万円以下の方で預貯金等の金額が単身550万円以下、夫婦1,550万円以下になります。

第3段階の2の方は、利用者本人の合計所得金額と課税非課税年金収入額の合計が120万円超の方で、預貯金等の金額が単身500万円以下、夫婦1,500万円以下になります。

令和3年8月1日から令和4年7月31日までを認定期間とする介護保険負担限度額認定の状況としましては、令和3年9月末までは申請件数が1,675件、そのうち認定は1,477件、却下が198件となっております。

却下となった理由の内訳としましては、利用者本人配偶者等の市民税が課税であった方57件、預貯金等が基準額を超えた方141件。そのうち利用者負担段階第2段階の方が10件、第3段階の1の方が35件、第3段階の2の方が96件となっております。

令和3年8月からの預貯金等の基準額変更により基準額を超えたため申請結果が却下となった方の割合は、申請件数に対し8.4%を占めました。令和2年度に却下となった方は0.3%でした。

今回の制度改正の内容については、令和2年度介護保険負担限度額認定をお持ちの方には更新手続の書類を送付する際、制度改正のチラシを同封しています。また、令和3年8月に発行した本広域連合広報第61号や、本広域連合ホームページ等に掲載し、在宅介護支援事業所や介護保険施設等の関係機関へも通知を行い周知に努めてまいりました。

さらに、申請手続時や結果発送後の問い合わせ等には、制度改正のことを分かりやすく説明するよう心がけ、丁寧な対応に努めております。今後も今回の制度改正については相談問い合わせが入ることが予想されます。引き続き、丁寧な説明・対応を行い理解を求めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤浪清司 議員）

高橋さつき議員。

○高橋さつき 議員

却下となって対象から外れた方が198件いるということで、この方々は一切補助がなくなって、たとえそれが第2段階の収入80万円以下という低収入の方々でもみんな一律食事だけで月4万3,000円ほどになるということではよかったですかね、これ。第2段階の方に関しては4倍近くなりますし、第3段階の1, 2で今回分けてもらってありますけど、7月までは第3段階は一まとめだったので131人に関しては2倍以上になる。補助額が大きかった低所得者の低収入の人ほど負担が大きくなるんだなとすごい大変やなどこれ、思うんですけど。預貯金の基準額が下がるまでそっちを使ってくださいということかなと思うのですが。

もう一つ聞かせてもらいたいのが、先ほど認定数を言われた1,477件。この方々の負担段階の内訳と、令和2年度の認定数と却下数も教えていただきたいんですけど。

○議長（藤浪清司 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条 裕 君）

まず、令和2年度の数でございますが、申請件数が2,282件、そのうち認定が2,086件、却下が196件でございます。

その前に聞いていただいた認定1,477件の利用者負担段階の内訳ですけども、第1段階の方が57件、第2段階の方が409件、第3段階の1の方が321件、第3段階の2の方が690件でございます。

以上でございます。

○議長（藤浪清司 議員）

高橋さつき議員。

○高橋さつき 議員

ありがとうございます。この認定された方々も認定されて良かったと思いつつ、これ、3月のときの議会でも聞かせてもらいましたけど、施設利用の方は3段階の1の人は食事は変わらないけれど、3段階の2の人はやっぱり2万円ほど上がるんですよね。ですので、大変なことだと思うんです。これ、多く問い合わせとかあると思うのですが、問い合わせはどんな感じの内容とかがあるのか教えていただけますか。

○議長（藤浪清司 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条 裕 君）

この制度改正以降、やはり問い合わせは多くございます。通知等を見て、これはどういう意味なんだろうということの問い合わせは多くございます。その場合については、制度が変わったのでこの金額に変わっていますということを丁寧に御説明させていただくことで御理解をいただいております。

以上でございます。

○議長（藤浪清司 議員）

高橋さつき議員。

○高橋さつき 議員

制度の説明の問い合わせだけという形で今お話を聞いたのですが、本人の年金だけではもともと生活がきつくてかき集めてやっと施設に入ったような方々は、この2万円が上がったその2万円が払えなくてとか、利用料を払えずに、これだけじゃないですか。施設の利用料が介護度によって1万円から4万円台かかって、さらに、3段階の2の人に関しては、食事が2万円弱だったのが8月からは4万円に2万円分跳ね上がるので。施設使用料プラス食事の金額なりがかかってくるという形になるので、退所に追い込まれてしまう人が出てきたとか、そういう事例とかは話があがっているとかはないですか。

○議長（藤浪清司 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条 裕 君）

今のところそういうお話はいただいておりません。ただ、預貯金が多いのでということですので、またこちらの預貯金が減ってくれば改めて申請していただければということになりますので、その御説明をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（藤浪清司 議員）

高橋さつき議員。

○高橋さつき 議員

ありがとうございます。預貯金がオーバーされた人は対象外になった人のことで、すみません、これ、私2つ聞いているのでややこしくなってしまったんですけど。対象内の人で結局その月々2万円がさらに上がってしまっていて退所されたという、追い込まれてしまったとか、そういう形の方は出てない、連絡は来てないということではなかったですか。

○議長（藤浪清司 議員）

介護保険課給付グループリーダー。

○介護保険課給付グループリーダー（岡田千麻子 君）

高橋議員の御質問で、先ほどお話があったのは3段階の2の方が食費が2万円ぐらい負担が増えたということによって、施設にかかる費用が払えずに退所になる人はいないかというようなお話ですけれども。

3段階の2になる方は、合計所得金額と課税年金非課税年金の収入額が120万円を超えている方ということですので、ここの金額からこの負担額が計算されておりまして、この金額よりも低い方ですともっと段階が下の方に下がってきますので、収入額によってこの負担額というものは決まっておりますので、ここのところは毎年毎年その状況によって何段階かという方は認定させていただきます。

ですので、今のところ、この認定を受けている方で退所しなければいけないというようなお話は今のところこちらには聞いてないんですけれども。そういうお答え

でよろしいでしょうか。

○議長（藤浪清司 議員）

高橋さつき議員。

○高橋さつき 議員

知り合いのケアマネさんに確認したところ、やっぱり自宅介護はできないので大体負担増になっても泣く泣く子供さんらでその負担増になった部分を分け合って負担するとか、そういった形で何とか支払うことになっているというのが現状というふうに聞いたんですけど。

ただ、どうにもできず特養を退所されたケースもあるというふうに聞いたんです。なので、まず現状とかをつかんでもらいたくて。サービスにつながってないとか、困ったこととか、ケアマネさんが一番現状を知っていると思うので、ケアマネさんに今の実情を報告してもらおうというか、そういった形をとってもらいたいなと思います。介護離職などとか困窮していかないかとか、そういうのもすごく心配なので、広域連合として独自で支援はなかなか厳しいのかもしれないですけど、このままでは基本の目標のところからも外れてしまうので。家族介護離職防止とかそういうことを外れてしまうと思うので、しっかり聞き取りをしていただきたいなと思います。よろしくをお願いします。

2つ目にいかせてもらいます。口腔ケア指導の実績について質問します。

地域支援事業の介護予防生活支援サービス事業の中の訪問サービスCの口腔ケア指導について質問させていただきます。これ、3月の議会でも取り上げさせてもらったんですけど引き続きで質問します。

これは通所はなくて訪問サービスCのみにあるということでしたので、フレイル予防にとっては本当に口腔ケアはとても大切な、口腔機能の維持をするのはとても重要と捉えてもらっているとは思いますが、令和2年度の実績について教えてください。

○議長（藤浪清司 議員）

事務局長。

○事務局長（佐藤弘樹 君）

それでは、高橋さつき議員の地域支援事業口腔ケア指導の実績についての御質問につきまして答弁申し上げます。

地域支援事業の介護予防日常生活支援総合事業には、介護予防生活支援サービス事業と一般介護予防事業があります。

介護予防生活支援サービス事業の主なものとしては、訪問型サービス、通所型サービスがあり、議員御質問の口腔ケア指導は短期集中予防サービスの訪問型サービスCで実施している口腔機能向上指導に当たります。

この訪問型サービスCは、鈴鹿市及び亀山市に委託している事業の一つであり、対象者は要支援認定者または介護予防生活支援サービス事業対象者で、短期集中的に口腔機能向上指導を行うことにより生活機能の低下を予防し、日常生活の自立を促進することを目的として実施しております。

実施方法としましては、鈴鹿市及び亀山市が特定非営利法人三重県歯科衛生士会鈴鹿亀山支部に委託し、その会員である歯科衛生士が利用者の自宅を訪問し、地域包括支援センター職員等が作成したケアプランに基づき、月2回ずつ3か月間専門職による口腔ケアに関する指導や口腔機能向上のための体操を行い、誤嚥性肺炎の予防などの指導を行うものです。

この事業を利用するには介護予防ケアマネジメントによるケアプランが必要となり、それには地域包括支援センター職員等の協力が不可欠であるため、鈴鹿市、亀山市は担当圏域の地域包括支援センターへ事業の周知に努めています。

また、令和3年4月から地域包括支援センターを10か所に増設するに当たって本広域連合が実施した地域包括支援センター職員への研修の中でも、鈴鹿市、亀山市の担当職員が介護予防日常生活支援総合事業での取り組みについて説明し周知を図りました。

令和2年度の実績としましては、新型コロナウイルス感染症の影響で利用者の中には指導を受けることを中断する方がみえたこともあり、実利用人数は4名、延べ利用人数12名という報告を受けております。

以上でございます。

○議長（藤浪清司 議員）

高橋さつき議員。

○高橋さつき 議員

実績を教えていただいたんですけど、実利用人数が4名ということで、これは鈴鹿亀山を含めて4名ということですね。これ、大分少ないなと思うんですけど、コロナで中断もあったということなんですが。市のほうに確認したら、前年度とその前の年度も4人か5人だったのでコロナは余り関係ないのかもしれないと私は感じたのですが。せっかくフレイル予防で口腔機能維持を訪問サービスCの中に入っているのですごく大切なことだなと思うのですが、これは4人、5人の原因はコロナ以外は何か考えられますかね。何と考えられるか教えてもらえますか。

○議長（藤浪清司 議員）

事務局長。

○事務局長（佐藤弘樹 君）

普及がやはりまだまだ足りないというところがあると思いますけれども。包括支援センターの活動をしっかりしていくということで対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤浪清司 議員）

高橋さつき議員。

○高橋さつき 議員

これはケアマネさんとかケアプランを立てられる方に対して、何らか研修とかそういう形のを計画されていたりはありますか。まず、ケアマネさん、口腔ケアの重要性はフレイル予防の中でもすごく大切になってきていると思うのですが。利用者さんに分かってもらうためにも、まずケアマネさんに再認識するのが大事かなとすごく思うんですけど、研修とかそういう形はされていますか。

○議長（藤浪清司 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条 裕 君）

議員がおっしゃるとおり、大事な事業であることは広域連合としても認識してお

ります。この事業に関しましては、答弁にもありましたとおり、歯科衛生士会にお願いをしております。包括支援センターにも事業の周知に努めてケアマネさんへの周知という面もそちらからお願いをしておりますところでございます。

おっしゃるとおり、周知については今後も続けていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（藤浪清司 議員）

広域連合長。

○広域連合長（末松則子 君）

すみません。口腔のこの問題につきましては、鈴鹿亀山広域連合も非常に少ないという状況であります。全国的に歯科衛生士さん、それから歯科医さんが接客をしてそれから合間の時間に訪問介護をして介護予防をするということで、歯科医師会のほうからも衛生士会からも、かなりそういった中での連携が今まだとりにくい状況だということが全国的に問題になっております。

そのような中で、保険診療の点数も含めどのようにこのところを連携をしていくかということが今課題に挙がっております。ちょうど診療報酬改定のお話と合わせてこの辺の問題も出ておりますので、今後そういったことも医療人材の確保というところも含めて調整をしていく必要があると考えております。

しかしながら、先ほど議員がお話されたみたいにケアマネジャーさん、それから介護を受けていただく方たちについても口腔ケアが受けられる。非常に大事なことだということの周知啓発をしていく必要性は大いにあるかと考えておりますので、今後の検討課題の一つであるというふうに捉えさせていただいております。よろしくお願ひいたします。

○議長（藤浪清司 議員）

高橋さつき議員。残り時間わずかになりましたので、簡潔にお願いします。

○高橋さつき 議員

課題と捉えてもらってそのように連携をとってしていただけるということであれば安心しました。本当に負の連鎖になってくるので、本当に口腔のことはすごく心配しております。よろしくお願ひいたします。ありがとうございます。

○議長（藤浪清司 議員）

高橋議員の答えられなかったものについては、また後ほど提出いただくようお願いいたします。

これにて、高橋さつき議員の一般質問を終わります。

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

福沢美由紀でございます。一般質問よろしく申し上げます。

大きく2点取り上げました。一つ、コロナ禍における介護について。これ、ずっと続けてお聞きしております。あと、介護認定にかかる日数についてということであげさせてもらいました。

まず、1点め、コロナ禍における介護について。決算質疑の中でもコロナ禍という影響はどうかということをお聞きしたところですが、この間、まずコロナというものの影響が、例えばこの県内でのクラスターが何件だったのかとか、鈴鹿亀山地区広域連合圏内での現状をお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（藤浪清司 議員）

事務局長。

○事務局長（佐藤弘樹 君）

福沢美由紀議員のコロナ禍における介護の課題や問題点と今後についての御質問につきまして答弁申し上げます。

新型コロナウイルス感染症についてはまだまだ心配なところがございますが、これまでに鈴鹿亀山管内の介護保険事業所で三重県がクラスターとして認定した事業所数は令和2年度に2施設ございました。

広域連合における感染症対策としては、広域連合や三重県からの関係通知等の最新情報を指定介護保険施設等へ速やかに送付することにより、緊密な情報共有を図ることとしております。

事業所における感染症対策としましては、関係通知等の最新情報の確認によって個々に施設の状況や利用方法に適した対策を講じていただいております。しかし、県や市においてはそれらの各事業所における感染症対策が良いかどうかの判断は

できず、各施設において状況等に応じた適切な判断により実施することとなっております。それらの適切な判断のために厚生労働省から介護保険最新情報として情報提供されています。

施設での面会に関する事例としては、事前に予約を取った上でマスク着用、消毒等の基本対策を行い、ガラス越し等で短時間、10分から15分と聞いておりますが、時間を決めて実施していたり、この10月からはワクチン接種済みの場合は玄関先等で直接面会を行っている施設もございます。

このような中で、施設等から個別に相談をいただく場合もあり、保健師等が関係各所と相談しながら適切に情報の御案内等を含めた対応をさせていただいております。

新型コロナウイルスの新規感染者数は少しずつ下がってきておりますが、これから冬場にかけて第6波を懸念する声は大きく、決して安心できる状況ではありません。本広域連合としても、厚生労働省等から発出される関係通知の最新情報について、関係者への速やかな情報提供と緊密な情報共有を図りながら必要と考えられる対策を実施し、利用者等に対し適切な介護保険サービス等の提供を継続して行えるようにしてまいりたいと考えておりますので、御理解くださいますよう、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（藤浪清司 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

広域圏内のコロナの状況についてお聞きしたところですけど、介護のいろいろな課題についてもお答えいただきました。

クラスター2件ということなんですけれども、最初伊勢マリンがあったときには、本当にまだまだ最初の頃だったので私も現場を見に行きましたけども、ここ最近でも高齢者の施設のクラスターが起きています。そういうところを情報共有しているというのであれば、例えばどういう原因やいろいろな考察があるのか伺っておきたいと思います。

○議長（藤浪清司 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条 裕 君）

鈴鹿亀山管内では、先ほど申しましたとおり2施設が令和2年度にありました。それ以降も職員の方がコロナの陽性者が出ましたということの報告は逐一広域連合にいただくような体勢をとっております。土日でも連絡はとれる体勢をとっておりますので。その上で、今としましては保健所さんの指導をすぐに仰いで対策を講じて、休業なりも考えて、それで感染が広がらないようにということで相談には乗らせていただいている状況でございます。

以上でございます。

○議長（藤浪清司 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

お聞きしたかったことのポイントが違うなと思ったのですが、ちょっと聞き方を変えていきますけど、このコロナの見方については当初から少し変わってきましたね。飛沫感染と言っていた頃から空気感染に変わってきました。それによって対策というものの優先順位が変わってくると思いますし。ワクチン接種すれば大丈夫と言っていたものが、ブレイクスルー感染ということで接種した人もたくさん感染者が見られるということも最近報告されていますね。

そんな中で、今再び高齢者施設のクラスターとかが出ているということについては、当初の感染予防対策に努力して頑張っていくということではなく、今の感染状況。今は落ち着いてはいますけれども、やはり当初ワクチンが進んで高齢者施設が落ち着いていましたけれども、やはり今年度になってからも高齢者施設で感染が出ているという状況を広域連合の介護を担当する課としてはどのようにお考えですか。

○議長（藤浪清司 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条 裕 君）

ワクチン接種は2回済まれた方が多いというのはございますけども、やはり先ほ

ど議員が言われたようにブレイクスルー感染ということで少しずつまた陽性者が出ておる施設もございます。

ですので、感染対策については引き続き行っていただくようにということもお願いしている。プラス先ほども言いました、一人でも起こった場合についてはすぐ報告をいただいて、保健所等にもすぐ相談をしてそれ以上広がらないようにということの対策を施設と一緒に考えていくという状況でございます。

以上でございます。

○議長（藤浪清司 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

それでは、次に聞いていきたいのは、今ワクチンのお話がありましたけど、高齢者施設の入所者に対してとか、お仕事をしておられる方へのワクチン接種と社会的検査も県のほうでもやってもらってましたけども。これについて、手を挙げたところだけでしたので社会的検査ね。これについてどのような状況で、これからどう進めていくのかというところがあればお伺いしたいと思います。

○議長（藤浪清司 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条 裕 君）

まず、社会的検査でございますが、これは県にやっていただいておりますが、この管内でも幾つものところが手を挙げていただいて社会的検査を行っていただいております。県に確認しましたら、8月末で一旦終了となっております。ですから、今のところ社会的検査については、もしかしたら今後のコロナの状況によっては行われることになるかも分かりませんが、今としては行われていない状況でございます。

ワクチン接種につきましては、今後厚生労働省からの話もあると思いますので、そちらはまたうちも情報をすぐに流させていただきますので、できるだけ早い接種を行っていただけるようにということのお願いをしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（藤浪清司 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

社会的検査が途切れていることも存じ上げていますけれども。やっぱり必要だと認識されているならば、広域連合としても高齢者施設を守ために県にもあげていただきたいですし、そこは大事なところかなと思っています。

あと、以前介護に関わる方に研修をもっとするべきじゃないかということをお伝えしたところがあったと思うのですが、質問の中で。特に、今みたいに落ち着いているときに専門的な方を招いてしっかりと研修するべき。当初の飛沫感染という状況から空気感染ということに変わって、どこに気を付けなくてははいけないかということが大分変わってきたと思いますので、そういうことも含めてしっかりと研修を落ち着いているときだからこそするべきで。どうやってゾーニングをするのかとか、もし患者さんが出たときに。どうやって連携をとるのかということもしっかり今こそするべきだと思うのが一つ。

あと、そのときに前御答弁いただいた、それぞれ施設を運営していくのに精いっぱいだけでも、三重大学かどこか映像で予防衣の着用の仕方などの研修をしたらすごくよく分かったと、好評だったという答弁があったのを覚えています。それは確かに予防衣というのは使い方を間違ったら何の予防にもならないわけで、大事な研修なんですけども。ほかにもたくさん勉強することが感染予防としてありますので、そういうもしかしたらいい映像資料があるかもしれませんし、なかなかみんなが集まって勉強するということは、かえってコロナ禍で大変かもしれませんけど。職員さんのスキルアップを今こそ図ることを広域連合が旗振りしなくて誰がするんだと思うんですけども。そこについてのお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（藤浪清司 議員）

事務局長。

○事務局長（佐藤弘樹 君）

まさにおっしゃることはよく分かりますし、大切なことであると認識いたしますので、これまた鈴亀地区では老人の福祉施設協会等もあると思いますので、そちらの代表の方たちとも十分協議をしながら、そういうことについても私どもからも一度言及をしていきたいと思っておりますし、いろいろな協力をしてまいりたいと考えます。

よろしくお願いたします。

○議長（藤浪清司 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

さっきフレイルということ、口腔ケアのことで高橋議員からお話がありましたけど。筋力であるとか、内臓のことも全部そうですけども、動かなくなったことによるフレイルというのは非常に重要な問題がありますので、そこも含めてしっかり研修をぜひともできるような環境を整えていただきたいと思います。

本当に今、少し落ち着いたから高齢者の方がやっと民謡に行けたとか、やっとグランドゴルフに行けた、何か月ぶりやったという話をいっぱい聞きます。本当に日常どおりに動けば一番いいんですけども、施設でもお歌が歌えなくなったりとか、いろいろなことが起こってますので、ぜひとも具体的に動けるような研修をしっかりとはだてていただきたいと思います。

次の質問に移ります。介護認定に係る日数という言い方をしてますけども、要は介護認定の調査員の方が欠員というかおられなくて、なかなか認定調査が進まないという課題がずっとここ、どうでしょうね、一、二年言っておられます。ここについて、もう一回しっかりと聞いてみたいと思います。

まず、そもそも介護認定というのは、高齢者の方が認定してほしいと言われてから一体どれぐらいかかって認定されるものなのかお伺いしたいと思います。

○議長（藤浪清司 議員）

事務局長。

○事務局長（佐藤弘樹 君）

介護認定にかかる日数についての御質問につきまして答弁を申し上げます。

介護予防サービスの利用を希望する人は、広域連合または2市の窓口で要介護認定の申請を行います。その後、介護認定調査員による訪問調査により対象者の方の心身の状況を聞き取ります。その調査結果と医師からの意見書を基に、医療、保険、福祉の専門家の方たちで構成される介護認定審査会においてその方の介護度が認定されます。

令和3年度に入り認定調査員2人の産前産後休暇取得と体調不良などによる退職が重なったことにより、認定調査員の欠員が発生しております。新規申請と要介護状態からの区分変更申請、いわゆる介護申請については広域連合の認定調査員が調査を行います。9月末までの上半期では、介護度の認定までにかかる日数が新規申請の方で平均約51日、介護申請の方が約47日となっており、昨年度の同時期に比較するとどちらも認定までの期間が約2週間程度延びています。

一方、更新申請、要介護状態からの区分変更申請は、指定居宅介護支援事業所等へ調査委託をしています。更新申請が平均して約51日で、前年度との比較では約7日。区分変更申請は約37日となっており、前年度比較3.5日延びております。

介護保険法の中では30日以内に認定をすることとされておりますので、約1か月近く遅れが出ており、申請者または関係者の皆様には御迷惑をおかけしているところでございます。

介護認定調査員の確保に向けた努力を継続し、定員に達するまでは介護保険課の限られた人員の中ではありますが、他業務に携わる課内職員もできる限り認定業務に協力し、制度の定める30日以内を目指してまいります。

以上でございます。

○議長（藤浪清司 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

1か月と言われているところが50日を超えていることがあるということで、その間、認定が下りなくても先出しで介護を受けることはできますけれども。結局、認定が決まったところで介護にかからないということになると、すごい支出が御負担が増えるのでなかなか介護も使いづらいと聞いてます。

今言われていた欠員があったということですがけれども、認定調査員、この広域内を何人でやっておられて、今何人足りないんですか。

○議長（藤浪清司 議員）

事務局長。

○事務局長（佐藤弘樹 君）

介護認定調査員の人数についての御質問につきまして答弁申し上げます。

10月1日現在、介護保険課の認定調査員として携わっている職員は正規職員が2名、フルタイム会計年度任用職員が2名、パートタイム会計年度任用職員が3名でございます。

昨年度から業務の充実を図るためフルタイム会計年度任用職員の採用枠を1名増の6名としております。今年度も4月当初には6名の配置があり、5月以降に2名の産前産後休業が発生することも見越して代替え職員を確保してきましたが、その代替え職員の方々の体調不良等による退職が相次ぎ、9月末にも2名の退職となったことから、現在4名の欠員が生じているところです。

調査員の欠員の解消については、採用に向けた取り組みを最優先に進めており、従来は保健師、看護師、ケアマネジャーのいずれかであることを応募の条件としていましたが、令和3年8月より准看護師や介護福祉士、社会福祉士、理学療法士、作業療法士に資格要件を広げ、10月からはさらにヘルパー資格や社会福祉主事の方にも資格要件を広げて募集しています。

また、ハローワークへの求人登録や介護支援専門員協会、三重県看護協会への働きかけ等を行っており、現在4名の方から問い合わせをいただいている状況となりました。今後、調査員採用に向けた面接や試験を実施してまいります。

議員御指摘のとおり、認定調査業務に携わる人材に求めるスキルとして、基礎資格や専門知識、病院や施設にて高齢者支援に従事した経験は欠かすことはできないと考えています。

調査員の業務としては、対象者宅へ訪問し、御本人や家族等の思いを聞き取りつつ、客観的に心身の状況を確認し、その記録を基に調査票にまとめるまでが一連の業務であることから、人材育成の取り組みも重要となります。それぞれが培った知識や経験を生かしながら、業務を通じて切磋琢磨できる職場環境の整備が重要であると考えています。

また、調査員の待遇については他市町にも状況を確認しましたが、それぞれ雇用形態や調査員一人当たりの訪問ノルマなどの条件が様々であり、一概に他市町と比較することはできませんが、県内を対象に確認しましたところ、一部の市町では調査業務全てを委託している市町もあるようですが、どこも同様に調査員不足で悩んでいます。

本広域連合としましても、調査員にとっても、少しでも魅力ある職場となるよう業務改善、処遇改善を進めて一日でも早い認定審査につなげていきたいと考えてお

ります。

以上でございます。

○議長（藤浪清司 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

4人もマイナスだということではちょっと驚いたんですけども。ただ、資格要件を私は限りなく広げていくことにはちょっと賛成できない思っています。非常に家族もいろいろですし、調査をしているときの御様子と本当の日常というもののギャップをしっかりと推しはかるには、いろいろな経験や学習に裏打ちされたものが要ると思いますので。

一つお聞きしたいんですけども、こうやって区分申請を超える申請であるとか新規は広域がするとかいろいろなやり方については、これは本当に鈴鹿亀山地区の広域連合独自のやり方だと思うのですね。例えば市町によっては、担当のケアマネが最初の認定調査をするというところもあるそうなんですけども。

私はあえて資格要件を看護師やったのが准看護師でもいいよ、ヘルパーでもいいよとどんどん広げていくよりも、資格をきちんと持った方がきちんとその人には全部ついておられますので、そういう方に例えばこういう研修をした方やったら認定調査できるとか、そういうことにつなげていくというのも一つじゃないかなと思うのですけども。そういうことができないのかどうかということが一つ。

あとは、私も何人か看護師さんに聞いてみたんですけども、まず鈴鹿亀山地区って広いですよ。広い中で一々お聞きすると、ここへ8時半に登庁して何人かここへ行きましょうということで散らばって行っていただいて、またもう一遍こっちに報告に5時に戻ってこんならんといいかね。そういう働き方だとお聞きしたので、それが非常に負担だというようなことをお聞きしてますし。パートの方もみえるということですけども、いろんな働き方ができるような采配ができないのかという2点についてお伺いしたいと思います。

○議長（藤浪清司 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条 裕 君）

まず、8時半に登庁していただいて、また調査が終わられたらこちらに戻ってみてというのは、一応全ての調査には公用車を使っていただいて調査に行っていました。ですので、こちらで8時半に鍵を取りに来ていただいてこちらの車を使っていただいての調査に行ってくださいという面もあって来ていただく。最後には無事に帰ってきたということも私ども確認したいこともあって、戻ってきていただいているというのが現状でございます。

あと、そのケアマネジャーの方が調査というのは、県内では今のところないと思いますね。そのやり方等についても私ども調査をさせていただきたいと思います。以上でございます。

○議長（藤浪清司 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

私もお聞きしたのは県内の事例ではありませんので、でも全国いろいろなところを調べていただいて本当に高齢者の方に一番いい方法をしていただきたい。そのために、余り資格要件を広げ過ぎるべきではないと思います。

公用車を使っていただくというのはいいことだと思います。でも、1か所しかないのでもそれしかないのかもしれないかもしれませんが。例えばどこかにポイントを作ってくださいとか、何か工夫ができないのかということをしないと、もう必要な方が介護を受けられないということが一番大変な問題ですので、ぜひともこの問題が一番介護の根幹だと思うので、プロジェクトチームを作ってくださいぐらい大きな問題だと思いますので、ぜひとも私何回でもできない限り聞いていきますけどもやっていただきたい。

あと、待遇、処遇についてお伺いします。特に、この広域管内の処遇どうですか。他市町に比べてどうですかということをお聞きしたいと思います。

○議長（藤浪清司 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条 裕 君）

処遇につきましては、他市町等も調査はこれは県内全部させていただいたのです

けれども。先ほども答弁の中で言いましたけれども、雇用形態とか一人当たりの訪問件数というのもばらばらでございまして、一概に言えないところはあるんですけども。全体的な条件等を見た限りでは、大体平均的なところなのかなという部分があります。

でも、ただいまこれだけ人も来ていただけないということはその辺りも改善していかないと来ていただけないかなという部分もありますので、先ほども答弁がありましたとおり、処遇改善についてもできる限りのところで進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（藤浪清司 議員）

これにて、福沢美由紀議員の一般質問を終わります。

これにて、一般質問を終結いたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして本日の会議を閉じ、令和3年10月鈴鹿亀山地区広域連合議会定例会を閉会いたします。

午後 2 時02分 閉会

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

令和3年10月22日

鈴鹿亀山地区広域連合議会議長 藤 浪 清 司

議員（4番） 草 川 卓 也

議員（7番） 森 喜代造